

井川町ケアハウスさくら苑 料金表

令和2年4月1日

別表（第3条関係）

事 務 費			管 理 費	生 活 費		合 計	
対象収入による階層区分		本人からの 事務費 徴収額（月額）		4月～10月	11月～3月	4月～10月	11月～3月
1	1,500,000円以下	10,000	15,000	44,510	52,760	69,510	77,760
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	15,000	44,510	52,760	72,510	80,760
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	15,000	44,510	52,760	75,510	83,760
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	15,000	44,510	52,760	78,510	86,760
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	15,000	44,510	52,760	81,510	89,760
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	15,000	44,510	52,760	84,510	92,760
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	15,000	44,510	52,760	89,510	97,760
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	15,000	44,510	52,760	94,510	102,760
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	15,000	44,510	52,760	99,510	107,760
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	15,000	44,510	52,760	104,510	112,760
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	15,000	44,510	52,760	109,510	117,760
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	15,000	44,510	52,760	116,510	124,760
13	2,600,001円以上	60,800	15,000	44,510	52,760	120,310	128,560

※ 月の途中で入退居した場合、管理費・生活費については月額を基準とし、日割り計算とする。
事務費については基準日（1日）現在在所の状況により上票額を徴収する。

※ 夫婦室に入居する場合は、夫婦の収入を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費及び管理費徴収額については、上記表の額から30パーセント減額した額を事務費及び管理費徴収額（月額）とする。